

軽自動車税・自動車税 納期限は5月31日(水)

軽自動車税(種別割)・
自動車税種別割とも、4月
1日現在の所有者(割賦販
売の場合は使用者)に課税
されます。

※スマートフォン決済アプ
リ(PayPay、LINE Payなど)や地方
税お支払いサイトからク
レジットカードなどでも
納付できます。

■納税通知書の発送予定日
市税 軽自動車税(種別割)
5月1日(月)

県税 自動車税種別割
4月28日(金)

◎軽自動車税(種別割)
について

市民税課 ☎(21)11119
自動車税種別割について
大分県別府県税事務所
☎(67)8211

軽自動車税(種別割)の 減免は5月31日(水)まで

次の①～③のいずれかに
該当する場合、減免が受け
られます。

①身体障害者手帳などをお

持ちの人で、一定の要件
を満たす場合(詳細はお
問い合わせください)

②車いす移動車など特別仕
様である車両及び専ら身
体などに障がいのある人
が運転するために、運
転・制御装置などが特別
仕様である車両の場合

③社会福祉法人などが所有
する車両で、当該法人な
どがその活動に直接専用
する場合

申請に必要なもの(①の場合)

納税通知書、身体障害者
手帳など、運転する人の
運転免許証

※減免は1人につき普通車
または軽自動車(原付を
含む)のいずれか1台で
す。

※障がいのある人のみの世
帯の人のために、常時介
護する人が運転する場合
は、証明書が必要です。

◎軽自動車税(種別割)(市税)
減免申請期間

5月1日(月)～31日(水)
(土日祝日を除く)

※期間内に申請がない場合
は減免できません。

◎市民税課

☎(21)11119

◎自動車税種別割【県税】
減免申請随時受付
大分県別府県税事務所
☎(67)8211

固定資産税・都市計画税 納税通知書・課税 明細書等の発送

固定資産税・都市計画税
は1月1日現在の所有者に
課税されます。納税通知書
が届かない人、課税明細書
の内容に疑問のある人は、
お早めにお問い合わせくだ
さい。

納税通知書の発送日

5月1日(月)
納期限

1期	令和5年5月31日(水)
2期	令和5年7月31日(月)
3期	令和6年1月4日(木)
4期	令和6年2月29日(木)

※全期分(一括)の納付の場
合は、期別(1～4期)の
納付書をまとめてご使用
ください。

納付場所 納税通知書に記
載している各金融機関、
コンビニエンスストア

※スマートフォンアプリ
(PayPay、LINE

PayPay、LINE

EPayなど)でも納付
できます。

※土地の利用状況の変更や
家屋の新增築・取壊し、
住所変更などがある場合
は、ご連絡ください。

◎資産税課
☎(21)1120

軽自動車税(種別 割)の口座振替

■新規の申込み

振替をご希望の人は納税
通知書と預金通帳、通帳印
をお持ちのうえ、預金口座
のある金融機関・郵便局・
ゆうちょ銀行で手続をして
ください。

※申込時期によっては、翌
年度からの振替となる場
合があります。

■複数台所有している人

所有する全ての軽自動車
の税が口座振替されます。
一部の軽自動車だけの指定
はできません。口座振替申
込み後、新たに取得した軽
自動車も対象となりますの
でご注意ください。

■口座振替後の車検用の

納税証明

5月31日(水)の振替終了

後、6月中旬に車検用の納
税証明書を発送しますので、
大切に保管してください。

■口座振替直後に車検が
あるとき

車検用の納税証明書が
送付される前に必要な場合
は、口座振替を記載した通
帳と車検証をお持ちにな
り、市民税課または各出張
所で車検用の納税証明書を
請求してください。

※詳細は左記へお問い合わせ
してください。

◎市民税課

☎(21)11119

国民健康保険・ 後期高齢者医療 制度夜間窓口

「日中、仕事で納付に行
けない」などでお困りの人
のために夜間窓口を開設し
ます。保険税・保険料の納
付や納付相談、加入や脱退
の手続にご利用ください。
電話での納付相談なども受
け付けます。

日時 5月12日(金)、24日(水)

17時30分～20時

◎保険年金課

☎(21)1148

木造住宅の耐震化

補助制度

募集期限 12月15日(金)

※先着順(予算限度に達し次第終了)。

◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅

所有者負担 原則5千500円
※住宅の規模や条件により追加費用がかかる場合があります。

◎耐震改修工事(補助金増額)

対象 耐震診断と同様の住宅(右記)で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの
補助金額 要した費用の3分の2(上限100万円)

※ただし次のいずれかに該当する場合は要した費用の5分の3(上限120万円)。
・床面積の合計が180㎡以上
・昭和34年12月31日までに建築されたもの
・精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満

・所有者等が65歳以上で直近の世帯全員の所得総額が350万円未満

◎部分耐震改修工事

(耐震シエーター)

対象 耐震診断と同様の住宅(上記)で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限30万円)

申請 都市計画課

☎(21)1487

■耐震アドバイザー派遣

(無料)

建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。

申請 大分県建築士事務所協会

☎097(537)7600

祝日のごみ収集

5月3日(水)祝・4日(木)祝・5日(金)祝は対象地区のごみの収集を行います。

8時30分までに決められた場所にお出しください。
収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、必ずご確認のうえ、お出しください。

※「もやさないごみ」・「缶、びん、ペットボトル」の収集は行いません。

問 生活環境課清掃事務所

☎(66)5353

テレドームサービス番号変更のお知らせ

テレドームサービスは、市内で発生している災害情報を自動音声で聞くことができるサービス(有料)です。

現在利用しているサービスが、全国的に6月30日で終了することから、消防本部では6月1日から左記の電話番号でサービスを継続します。利用する際には、番号の掛け間違いにご注意ください。

◎新番号(6月1日から)

☎0977(76)5999

※有料

◎旧番号(5月31日まで)

☎0180(999)2000

※有料

問 消防署指令室

☎(25)1122

普通救命講習

日時 5月14日(日) 9時~12時

場所 消防本部4階会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺そ生法、AED

取扱い、止血法など

定員 30人(先着順)

※市民及び市内に通勤通学の人を対象とします。

※左記へ電話で申込み。

問 消防本部警防課

☎(25)1124

事業継続支援相談窓口

日時 ①5月8日(月)、②22日(月) 9時~16時

※1組約90分。4組まで。

場所 別府商工会議所3階

特設ブース(中央町)

対象 【法人】本社が別府市にあるもの

【個人事業主】主たる事業所が別府市内にあるもの、または代表者が別府市に居住するもの

相談員 中小企業診断士

持ち物 会社のパンフレット、決算書・申告書など

事業の概要がわかるもの

申込期限

①5月5日(金)祝 17時まで

②5月19日(金) 17時まで

※完全予約制です。

申込方法 市ホームページ

「事業継続支援相談窓口」

から申込み▼

※市ホームページから申込

みできない事業者については、左記へ電話で申込み。

問 産業政策課

☎(21)1132

(土日祝を除く)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。

また、各小学校区に1~2人の児童福祉に関することを専門に関わる主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の役割

・福祉サービスの利用が必要な人に福祉情報をお知らせします。

・その場で解決できない問題の場合、専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。

・誰もが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。

※福祉に関する相談がありましたら、あなたの町の民生委員・児童委員にお声掛けを。

問 高齢者福祉課

☎(21)1003

別府市創業支援 事業補助金

別府市で新規創業を目指す人を支援します。

対象者 市内に住所及び事業所を有する、事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する人、または創業5年未満の事業者

※新たに事業を開始する場合は、申請から6か月以内に事業を開始する必要があります。

補助額 最大20万円（補助額は補助対象経費の3分の2以内）

募集期間 ①5月1日(月)～7月31日(月)、②8月1日(火)～10月31日(火)（各10組）

※土・日曜日を除く。予算の範囲内で先着順となりません。①の応募人数が少ない場合は②に繰り越します。

補助対象期間 申請日から6か月間

※申請前に特定創業支援等事業を受ける必要がありますので、事前にお問い合わせください。

※詳細はこちら▼

① 産業政策課

☎(21)1132



サテライトオフィス等整備促進事業 費補助金

別府市内に整備するサテライトオフィス等の設備改修等費用の一部を補助します。

対象者 ①～③全てを満たすこと ①都市部から別府市内へ進出する企業等 ②市税に滞納がないこと ③令和6年2月末に工事及び支払が完了すること。

対象経費 建物及びその附属設備等の取得費等、工事請負費、委託料、インターネットセキュリティー関連機器等の整備費等、空調、照明設備、複合機、デスク、椅子、パーテーション、キャビネット等の備品購入費、その他市長が必要と認める経費

補助金額 補助対象経費の3分2以内（千円未満切り捨て）、最大500万円

募集期間 5月8日(月)～6月30日(金)

※予算額に達し次第、受付は終了します。達しない場合は追加募集を実施する場合があります。申請

① 産業政策課

☎(21)1132

別府市竹産業販路 拡大及び開拓支援 事業補助金

市内の竹産業において生産する製品の販路拡大及び開拓のための事業を実施する小規模事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

対象者 ①竹産業（製竹業、製造業、卸売業、小売業等）に主たる事業所を有する小規模事業者。個人の場合は、住所地についても市内に有すること。②令和5年4月1日以降新たに組み組む事業で、令和5年度中に事業及び支払が完了すること。③市税を完納していること。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする場合は5人）以下の会社及び個人

を検討する人は、事前にご相談ください。詳細はこちら▼

① 産業政策課

☎(21)1132



別府市竹細工利用 促進事業補助金

伝統的工芸品「別府竹細工」の認知度向上のため、利用客へのおもてなしに使用する竹細工を購入する宿泊施設に対し、購入費用の一部を補助します。

対象者 ①市内で宿泊施設を営む者であること。②これから取り組む事業で、令和5年度中に事業及び支払が完了すること。③市税を完納していること。

① 産業政策課

☎(21)1132



住宅・土地統計調査員

日本の住戸（住宅、空き家等）や土地に関する実態を明らかにするため、総務省統計局が実施する、5年に一度の国の重要な統計調査「住宅・土地統計調査」における調査員を募集します。

対象 20歳以上で、調査の趣旨を理解し、責任を持って調査の事務を遂行できる人

日程 8月下旬～10月下旬 予定（報酬あり）

内容 調査説明会への参加、対象地区の調査票配布、回収、検査など

※詳細は電話で左記へ。

① 政策企画課統計分室

☎(21)1254



緑の基本計画改定 に関する市民委員

市では都市緑地法に基づき「緑の基本計画」を策定しており、今年度改定を行うことになりました。「緑の基本計画」とは公園や緑地、民有地の緑を含めた市のあらゆる緑について、その保全と整備の方針、緑化等を総合的に計画するものです。そこで本改定にあたり開催します策定委員会へ出席していただく市民委員を募集します。

内容 策定委員会への出席
(年度内3回開催予定)

応募資格 市内在住で緑に興味のある人

募集人員 若干名(応募多数の場合は書類選考)

応募期限 5月17日(水)まで
当日消印有効

申込方法 住所、氏名、年齢、職業、電話番号、(可能であれば、性別、FAX、メールアドレス)、緑に対しての思いと関係する経歴などを記入のうえ下記へはがき、FAX、メール、持参または応募フォームでお申し込み

ください▼
申請 公園緑地課
〒874-0851
上野口町1番15号
☎(21)1473 FAX(22)9478
✉par-co@city.beppu.lg.jp



別府市男女共同 参画審議会市民 公募委員

市では、条例に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要な事項などについて審議する「別府市男女共同参画審議会」を設置しています。男女共同参画は、職場、家庭、地域などあらゆる分野において推進していく必要があり、市民の皆様のご意見を施策にいかすため、市民公募委員を募集します。

対象者 (令和5年4月1日現在、次の①～④の全てに該当する人) ①別府市内在住または通勤・通学している20歳以上の人 ②本市の審議会、委員会等の委員でない人 ③国や地方公共団体の議員または常勤の職員でない人 ④男女共同参画の推進について関心があり、平日の会議に出席できる人

任期 令和5年7月から令和7年7月まで

定員 4人以内(審議会委員は有識者など8人を含め12人以内の予定)

募集期間 5月1日(月)～31日(水)まで(郵送の場合は当日消印有効)

応募方法 ①氏名 ②年齢 ③住所 ④電話番号 ⑤「男女共同参画社会の実現を目指して、求める事と私ができる事」をテーマに千字以内にとめた作文を郵送またはメールで送ってください。様式は問いません。

※応募書類をもとに選考委員会にて選考(必要に応じて面接)し、選考結果は6月下旬に応募者全員にお知らせします。

※審議会出席に係る報酬及び旅費は、市の規定に基づいてお支払いします。

申請 別府市男女共同参画センター
〒874-0903
野口原3030番地16
☎(21)8289
✉hur-je@city.beppu.lg.jp

マイナンバーカード、マイナポイントの申請サポート

市役所1階に申請サポート窓口を開設しています。

平日 9時～17時

夜間窓口 19時まで…5月10日(水)、11日(木)、16日(火)、22日(月)、24日(水)

休日窓口 9時～12時…5月14日(日)
9時～17時…5月27日(土)～31日(水)
(場所は市役所1階レセプションホール)

【出張窓口(5月)】

出張所・公民館 9時～16時
10日(水) 南部出張所
17日(水) 北部コミュニティセンターあすなる館
24日(水) 朝日大平山地区公民館(朝日出張所)



最新情報

【手続に必要な持ち物】

◎マイナンバーカードの申請 **写真撮影無料!**

- ・QRコード付き交付申請書または通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

◎マイナポイントの申込み

※令和5年2月末までにカードの申請をした人が対象です。

※**マイナポイントの申込期限は令和5年9月末に延長されました。**申込期限間際は窓口が大変混み合いますのでお早めの申込をお願いします。

①マイナンバーカード
②カード取得時に設定した4桁のパスワード

【商業施設】

3日(水・祝)～7日(日) ゆめタウン別府2階
13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日) トキハ別府店2階

③キャッシュレス決済(電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど)で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン

④(公金受取口座の登録をする場合)ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)

※健康保険証の利用申込みの際は、健康保険証は不要です。



申請サポート 情報政策課(1階申請支援コーナー) ☎75-8521 (平日8時30分～17時)
マイナンバー制度全般 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (9時30分～平日20時・土日祝17時30分)

市営住宅入居者募集

別府市住宅管理センター
 ☎(21)2200

申込期間

5月1日(月)～12日(金)
 抽選日 5月20日(土)

申込期間中の窓口開設時間

平日 8時30分～19時

※17時以降の場合は、当日17時まで予約してください。

◆一般公営住宅(14戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)

②同居する親族がいる

(単身者用住宅を除く)

※西別府住宅B棟(多家族)

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準	
鶴見	1	H	5	単身者・家族	
扇山	1	C	3		
西別府	1	B	5		
	1	C	6		
亀川	1	C	6	単身者・家族(車いす用)	
	1	D	2		
北中	1	B	3	家族	
	1	A	4		
石田	1	A	4		
荘園	1	A	2		
小倉	1	A	1		
西別府	1	A	5		
	1	B	6		
西別府(多家族)	1	B	6		
松原(特公賃)	1	—	3		若年夫婦・若年単身者
	1	—	7		

市営住宅の申込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「マイナンバーカード」か「通知カード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

用)については、入居世帯の人数が6人以上であること

③市税を完納していること

④入居申込者全員が暴力団員でないこと

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当

⑥入居日時点で満60歳以上であること

⑦身体障がい者(身体障害

者手帳1級～4級)

⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)

⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)

⑩生活保護受給者など

※車いす用住宅は、身体障

害者手帳1級または2級

保持者で、車いす利用者が

いること。

◆若年夫婦・若年単身者用住宅(2戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格③④に加え次の条件を全て満たすこと。

①持ち家がないこと

②控除後の月額所得が15万8千円以上

25万9千円以下

③若年夫婦・若年単身者用住宅は令和5年7月1日現在の年齢が35歳以下の人からなる夫婦で他に同居人がいないこと、または35歳以下の単身者

■申込方法

必要書類を添え、窓口または郵送で申込みを。

が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項

①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。

③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。

④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

⑤西別府住宅B棟(多家族用)については、入居期間を5年とし、以降毎年見直しを行います。

大分県住宅供給公社ウェブサイト(www.otia-jkk.jp)

「大分県住宅供給公社」↓

「市営住宅」↓「別府市営住宅」

各出張所窓口 間取りのみ閲覧できます。

農地農業相談

日時 5月18日(木)
 13時30分～15時30分

場所 市役所4階
 農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利

用最適化推進委員

※予約は5月10日(木)までに

電話で左記へ申込み。

☎(21)1178

農業委員会事務局

募集 ベっぷアリーナ【テニススクール】新規開講教室(一般向け) 定員 12人

日程 5月8日(月)～7月10日(月)の毎週月曜日
 10時～11時20分(週1回/全10回)

場所 公園テニスコート 受講料 15,000円(全10回分)

※初級コースの5月から新規開講する教室となっています。

※ベっぷアリーナ窓口でお申し込みください。(水曜日休館)

☎(21)21-2323



人権に関する各種講座

◆じんけんふれあい教室

日時 5月16日(火) 10時～12時
場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目)

内容 切り絵

講師 安達比敏さん

定員 10人(先着順)

◆身近な人権講座

日時 5月18日(木) 14時～16時

場所 中央公民館(上田の湯町)

テーマ 部落差別問題

演題 部落差別の解消について考える～いのち・つながる・つなぐ～

講師 大分県人権問題講師団

柳井信一さん

別解消推進課 ☎(21)1291

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談をお受けします。

日時 毎週(月)～(金) 9時～16時
受付15時30分まで

※祝日、年末年始は除く。

場所・申問 人権啓発センター(石垣東10丁目)

☎(23)6163

人権・行政困りごと相談所

日時 6月1日(木) 10時～15時

場所 市役所1階

レセプションホール

内容 差別やハラスメントを受けたなどの人権問題・行政の手続、サービスについての困りごと

相談員 人権擁護委員

行政相談委員

☎097(532)3161

相談専用電話

◎みんなの人権110番

◎女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

◎子どもの人権110番

☎0120(007)110

☎0570(003)110

債権者相談会(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 5月11日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-2会議室

定員 6人(先着順)
申問 産業政策課 ☎(21)1881

子どもに関する弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 5月16日(火) 16時～18時

場所 光の園子どもセンター

1パーネム内(荘園8組)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※1人30分程度。要予約。

☎080(3371)0874

電話で左記へ申込み。
申問 別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園)

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。

日時 毎週(月)～(金) 9時～16時30分(祝日は除く)

相談員 消費生活専門相談員

場所・申問 別府市消費生活センター(市役所4階産業政策課内) ☎(21)1881

わたしたちのねがい

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

これからの社会を担う子どもたちが、いじめ・虐待・体罰の犠牲となるなど、子どもたちの「人権」が守られていない実情があります。特に、保護者による子どもへの虐待(児童虐待)が大きな社会問題になっています。

「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」これは「児童虐待の防止等に関する法律」第3条の全文です。

児童虐待は、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(育児放棄)・心理的虐待の4つに類別されていますが、被害者(虐待を受ける子ども)・加害者(虐待する保護者)のそれぞれに、次のような特徴的な行動やサインが現れます。

【子ども】不自然なアザややけどの痕、いつも汚れた衣服を着用している、表情が乏しい、家に帰りがたらない、保護者を避けるなど【保護者】たたく、「しつけ」と称して人前で子どもを激しく叱る、家の内外が散らかっている、周囲と交流がなく孤立している、子どもを置いて外出しているなど

児童虐待を防ぐためには、周囲の人がこのような行動、サイン、異変や違和感に気付いたうえで迅速に対応することが大切です。子どもたちが安心して成長していけるよう、地域全体で子どもたちを見守り、育てていきましょう。

▶虐待かもと思ったら、下記の通告・相談先へ連絡を!

【私たちができること(通告)】

「児童虐待の防止等に関する法律」第6条に、虐待を受けたと思われる児童を見つけた場合は、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所などに(児童委員を介してもよい)通告しなければならないと定めています。

①児童虐待の通告は国民の義務です。※通告義務は守秘義務より優先されます。/②「虐待されている」という確証がなくても通告しましょう。もし虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。/③通告した人の秘密は守られます。/④結果的に、虐待をしている人を救うことにもつながります。

通告・相談先

◎別府市子ども家庭センター ☎21-1239

◎別府市子ども家庭総合支援拠点光の園

☎090-1348-0874/☎080-3371-0874

◎光の園子ども家庭支援センター ☎27-0874

◎いつでも子育てホットライン ☎0120-462-110

◎児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)

◎子どもの人権110番 ☎0120-007-110

5月の無料人権相談 お気軽にご相談ください。

日時 10日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)

相談員 人権擁護委員

申問 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291